

(電子メール施行)
 事務連絡
 平成19年1月4日

各市町介護保険担当課長 様

兵庫県健康生活部福祉局介護保険課長

軽度者に対する昇降座椅子の貸与基準について

このことについて、昨年4月に厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修係に問い合わせたところ、移動用リフトのうち昇降座椅子については、要介護認定基本調査項目 3-1「立ち上がり」で判定する旨回答を受けていたところですが、この度厚生労働省より、昇降座椅子の貸与基準に関して、下記のとおり取扱いの変更があった旨示されましたのでお知らせします。

記

変更前	変更後	変更の理由
<p>軽度者で「昇降座椅子」を利用できる要件</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>『(1) 日常的に立ち上がりが困難な者』つまり、基本調査項目 3-1 立ち上がりが「できない」と判断されること。</p>	<p>軽度者で「昇降座椅子」を利用できる要件</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>『(1) 日常的に立ち上がりが困難な者』つまり、基本調査項目 3-1 立ち上がりが「できない」と判断されるか、 <u>『(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者』つまり、基本調査項目 2-6 移乗が(床からの立ち上がりにおいて)「一部介助」または「全介助」と判断されること。</u></p>	<p>・基本調査項目 3-1「立ち上がり」は、床からの立ち上がりを含まない評価だが、<u>基本調査項目 2-6「移乗」には床からの立ち上がりを評価している場合がある。こうした事例で「一部介助」または「全介助」と評価されている場合、昇降座椅子の貸与を給付対象とすることが妥当と考えられるため。</u></p> <p>(参考：兵庫県認定調査員テキストより)</p> <p>○ 基本調査項目 3-1 立ち上がり… ・『いすやベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる行為を行う際に(床からの立ち上がりは含まない)、ベッド柵や手すり、壁等につかまらないうちで立ち上がることができるかどうかを評価する項目』</p> <p>○ 基本調査項目 2-6 移乗… ・『移乗とは、「ベッドから車いす(いす)へ」「車いすからいすへ」「ベッドからポータブルトイレへ」「畳からポータブルトイレへ」等、乗り移ることをいう』 ・『畳中心の生活のなかでの移乗とは、這ったり、両手をついて腰を浮かせるという行為も含まれる。』</p>